

違いを知ろう・意義を考えよう～働き方いろいろ

「働き方改革」— 報道等で目や耳にしない日がないほどです。その目的は、「働きやすさ」（処遇・自由度・キャリアUP）の実現と「経営力」（労働力確保・生産性）の向上です。政府は2017年「働き方改革実行計画」を策定し、柔軟な働き方の環境整備に向けた施策を着々と進めています。その一環で、今後さらに浸透していくと考えられる「業務委託」と「副業」について、以下、企業・働き手双方の視点から労務管理上のポイントを整理したいと思います。

1. 業務委託とは何か？

最近目にとまるのが「業務委託」という働き方です。「業務委託」と「雇用」は外見上簡単に見分けがつかず、理解不足から法的紛争にまで発展しているケースもあります。また、70歳迄の就業確保が努力義務から義務へと移行する流れの中、就業形態の一つとして想定されています。「業務委託」と「雇用」は何が違うのか？

(1) 指揮監督（業務命令）に基づいて働くのが「雇用」：根拠法＝労働基準法等

労働基準法上の労働者は「事業に使用される者で賃金を支払われる者」と定義されており、労働は「使用者の指揮監督下で行われるもの」が前提となっています。これが雇用であり、契約関係は「雇用契約（労働契約）」です。「雇い主に使用されるのが雇用」との読み解きも可能ですでしょう。

※一定範囲内の裁量権が認められる「裁量労働」については割愛

(2) 委任契約に基づいて働くのが「業務委託」：根拠法＝民法

「業務委託」は民法上の委任にあたり、一定の業務の進め方（遂行方法）を「任せる（任せてもらえる）」就業形態です。契約関係は「業務委託契約（複数名称あり）」です。受託者はフリーランスとも呼ばれ近年増加傾向にあります。ただ、働き方の柔軟さが魅力である反面、雇用と比べて働き手の保護が不十分な状況を適正化する目的で、本年秋をめどに「フリーランス保護新法」が施行される予定です。

(3) 雇用と業務委託の基本的な相違：原則

「雇用」か「業務委託」は、契約名称に問わずおおよそ以下に示す就業実態によって判断されるので注意が必要です。

	雇 用	業務委託
指揮命令関係	あり（報・連・相含む）	なし（契約合意に基づき遂行）
拘束性	あり（始業終業、就業場所等）	なし（あくまで契約業務の遂行）
諾否の自由	なし（業務命令に従う）	あり（委託内容の協議により）
就業上のルール	雇用（労働）契約、就業規則等	業務委託契約（複数名称あり）
保護制度	厚生年金保険、雇用保険、労災等	個人加入（国民年金、傷害保険等）

2. 副業：運用上のポイント

副業は、政府が柔軟な働き方の一環として推奨していることを背景に、積極的に認める企業は増加傾向にあります。企業としては多様な人材の確保、個人としてはキャリア拡大や生活費の補填等、上手に導入すれば Win-Win の関係構築につながるものと考えられます。先述の業務委託も副業の一形態となり得ます。

(1) 原則 NG から条件付き OK へ

とはいえ「副業」というからには「本業」の存在がありますから、完全自由・無制限という企業は少数派です。企業の就業規則の服務規律では、「許可なく他の職に就き又は業務に従事してはならない…」と規定されている例が多く、従来副業は原則 NG でした。ところが近年は「基準に適合すれば OK」に変化しつつあります。就業規則の文言は変えず「条件付き許可」とする運用変更や抜本改定等、対応は様々です。

(2) 基本的な副業の許可基準

	許可基準	備考
協業避止義務	同業者の業務に関わる副業でないこと	
職務専念義務	本業に支障をきたさないこと	
健康管理義務	健康を維持できる範囲内であること	自己管理
守秘義務	本業に関する情報・ノウハウ等を漏らさないこと	
報告義務	具体的な業務内容（変更時含む）を報告すること	その他状況を適宜報告

(3) 書面による確認

上記 (2) のような基準を定め、併せて誓約書（覚書、確認書等）を交わすことも双方のリスク回避上有効と思われます。

3. まとめ：企業経営と働き手双方のメリットを考慮して効果的に

働き方改革とともに声高に叫ばれているのがワークライフバランスです。長時間労働の回避の行き着く先は働き手の「健康維持と向上」でしょう。雇用も業務委託も、本業も副業も、働くのは一個人です。就労形態に関わらず一定以上働けば人間誰しも疲労が溜まります。

働き方改革は、企業・働き手共通のリスク（過重労働、メンタルヘルス等）を回避しつつ有意義な成果を獲得すべきでものでしょう。柔軟な働き方が、働き手の働き甲斐や能力発揮、仕事と生活のウエルバランスにつながることで、ひいては経営上のメリットにもなるのではないのでしょうか。



2024年5月
社会保険・労務部会 竹下 克司
(特定社会保険労務士)

「困ったときは SOS。」ご相談を心よりお待ちしております。